

離島住民割引カード航空運賃還付請求の手続き

1. 離島住民割引カードを発行する (市民課及び各出張所)

2. チケット購入(宮古-那覇間 or 宮古-石垣間 or 下地島 - 那覇間)

対象者	小児(11歳以下)	障がい者
対象運賃種別 ※早割等は対象外	離島割引運賃 小児運賃	離島割引運賃 障がい者割引運賃

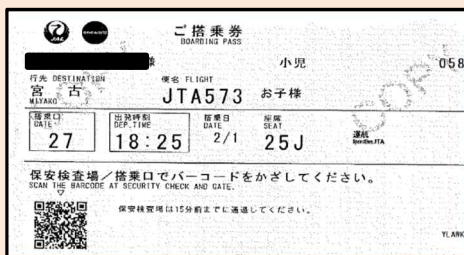
3. 航空機利用

4. 還付請求手続き (宮古島市役所 市民課)

《還付請求に必要な書類等》

① 搭乗したことが確認できる書類

「ご搭乗券・運賃種別の記載がある搭乗証明書・ご搭乗案内」の原本



② 領収書

(①で運賃種別が確認できない場合は、種別の記載がある領収証)

③ 対象者(小児・障害者)の離島割引運賃カード

④ 対象者又は保護者の通帳・キャッシュカードの写し

(口座名義人・口座番号・金融機関・支店などの確認をします。)

⑤ 申請者(窓口に来る方)の本人確認ができるもの(免許証等)

⑥ 印鑑(シャチハタは不可)

⑦ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳

問い合わせ先: 市民課 (72-3751)



5. 指定口座への還付金振込



《対象区間及び運賃種別還付金額一覧》

(宮古—那覇間)

航空会社名	対象者	運賃種別	還付金額(片道)
JTA・RAC ANA	小児(11歳以下)	① 離島割引	1,850円
		② 小児運賃(値上げ前)	3,600円
		③ 小児運賃(値上げ後)	3,900円
	障がい者	④ 離島割引	1,200円
		⑤ 障がい者割引運賃	4,650円

(宮古—石垣間)

航空会社名	対象者	運賃種別	還付金額(片道)
JTA・RAC	小児(11歳以下)	① 離島割引	1,200円
		② 小児運賃(値上げ前)	2,400円
		② 小児運賃(値上げ後)	2,600円
	障がい者	③ 離島割引	750円
		④ 障がい者割引運賃	3,100円

※小児運賃について、JAL系はR4.4.15以降購入分、
ANAはR4.3.27以降発券分が値上げ後

(下地島—那覇間)

航空会社名	対象者	運賃種別	還付金額(片道)
SKY	小児(11歳以下)	① 離島割引	1,000円
		② 小児運賃	3,600円
	障がい者	③ 離島割引	1,000円
		④ 障がい者割引運賃	3,600円

※還付請求には期限がありますのでご注意ください※

本事業は単年度締めとなっており、令和4年4月1日～令和5年3月31日までの当該年度搭乗分のみ還付請求が可能です。期限を過ぎた当該年度以前の搭乗分は還付請求ができません。

※注

請求締め切りは令和5年4月3日(月)までです。(予定)
締め切り前は混み合いますので、ご都合のつく範囲でこまめに請求を行うことをおすすめします。